

第 1 回合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 1 月 1 5 日 (木) 午後 3 時 3 0 分 ~

場 所 広見町近永公民館 2 階講堂

広見町・日吉村合併協議会

第1回広見町・日吉村合併協議会 会議録

1 招 集 日 時	平成16年1月15日(木) 午後3時30分											
2 招 集 場 所	広見町近永公民館 2階 講堂											
3 協 議 会 の 開 閉 時 刻	開会時刻 午後3時30分 閉会時刻 午後5時00分											
4 出席委員の氏名	広 見 町	町 長	松 浦	甚 一	日 吉 村	村	助 長	山 大	本 森	雅 時	之 政	
		収入役	河 野	通 夫			助 長	大 山	森 本	時 重	政 夫	
		議 長	坂 本	末 功			議 長	山 山	崎 木			
		議 員	松 田	八 重			議 員	芝 馬	辺 本			
		議 員	宮 下	建 一			議 員	渡 宮	本 本			
		学 識	谷 口	隆 哲			学 識	宮 宮				
		学 識	酒 井	益 太			学 識	入 田				
		学 識	岩 本	郎 嘉			学 識					
		宇和島地方局長 丹生谷 光 嘉										
5 欠席委員の氏名												
6 職務のため出席 した者の氏名	県議会議員	高 山	康 人									
	宇和島地方局	山 瀨	喜 良									
	広見町	甲 岡	秀 文									
	日吉村	音 地	博									
7 出席した事務局 職員の職氏名	事務局長	高田 正博			班員	渡邊 妙子						
	次長	家森 康之			班員	鷺見 寿徳						
	総務班長	松本 幸男			班員	布 正幸						
	計画調整班長	宮本 茂幸										
8 広見町・日吉村 合併協議会規約 第11条により 出席を求めた者 の職氏名												
9 傍聴人の数	7人											
10 協議事項	下記のとおり											
11 その他												

第1回 会議次第

日程第1 開 会

日程第2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 宇和島地方局長あいさつ
- (3) 来賓あいさつ

日程第3 委嘱状交付

日程第4 委員及び事務局職員の自己紹介

日程第5 経過報告

日程第6 開議

日程第7 会議録署名委員の指名

日程第8 過般の報告

- (1) 報告第1号 広見町・日吉村合併協議会規約について
- (2) 報告第2号 広見町・日吉村合併協議会規約に関する協議書について
- (3) 報告第3号 広見町・日吉村合併協議会幹事会規程について
- (4) 報告第4号 広見町・日吉村合併協議会専門部会規程について
- (5) 報告第5号 広見町・日吉村合併協議会事務局規程について
- (6) 報告第6号 広見町・日吉村合併協議会財務規程について
- (7) 報告第7号 広見町・日吉村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- (8) 報告第8号 平成15年度広見町・日吉村合併協議会予算について

日程第9 議案

- (1) 議案第1号 広見町・日吉村合併協議会会議運営規程について
- (2) 議案第2号 広見町・日吉村合併協議会小委員会規程について
- (3) 議案第3号 広見町・日吉村合併協議会会議運営申合せ事項について
- (4) 議案第4号 広見町・日吉村合併協議会協議項目について
- (5) 議案第5号 平成15年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について
- (6) 議案第6号 新町建設計画策定小委員会の設置について

日程第10 諸般の報告

- (1) 報告第9号 広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する規程について
- (2) 報告第10号 広見町・日吉村合併協議会会議録等閲覧規程について

日程第11 協議

- (1) 協議第1号 合併の方式について
- (2) 協議第2号 合併の期日について

日程第12 その他

- (1) 次回提案協議
 - 協議第3号 新町の名称について
 - 協議第4号 新町の事務所の位置について
 - 協議第5号 財産の取扱いについて
 - 協議第6号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
 - 協議第7号 地方税の取扱いについて
 - 協議第8号 地域審議会の取扱いについて

- 協議第9号 新町建設計画について
- 協議第10号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第11号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第12号 組織及び機構について
- 協議第13号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第14号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第15号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第16号 町字名の取扱いについて
- 協議第17号 慣行の取扱いについて

- (2) その他
 - 第2回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第13 閉会あいさつ

日程第14 閉 会

家森次長

失礼します。定刻になりましたので、ただいまから1月1日法定合併協議会が設置されまして初めての広見町・日吉村合併協議会第1回会議を開催いたします。

初めに法定合併協議会の設置に伴い、両町村長に協議をしていただきまして、当協議会の会長に山本日吉村長、副会長に松浦広見町長が選任されましたことを報告させていただきます。

それでは開会に当たりまして、山本会長よりごあいさつを申し上げます。

山本会長

皆さん、こんにちは。ただいま事務局のほうから紹介を賜りましたように、先日私どもで協議をさせていただきまして、続いて私にこの協議会のまとめ役をせよというふうなお話でございまして、私といたしましては前回のこともございますので、今回は交代をお願いしたいというふうに考えていたわけでございますけれども、たってのご要望でございますので不肖でございますが、続いて職を受けさせていただくことになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

それではただいまから会議を開かさせていただきますが、まず最初に、もう既に年明けましてからお目にかかりましてごあいさつ申し上げた方もあるわけでありまして、今日初めてお会いする方もございますのであらためまして、新年明けましておめでとうございまして、ごあいさつ申し上げます。

昨年にご承知いただきますような状況で、大変皆さん方にはご心労をおかけいたしますし、不本意な状況になったわけでございますが、大変お世話になりました。心から厚くお礼申し上げたいと思ひます。

ご承知いただきますように、いよいよ合併の調印が間近になってまいりまして、県内におきましてもそこそこいくらかにぎやかな状況がうまれておったわけでありまして、当地域におきましてもあのような状況で、誠に残念至極の状況を迎えたわけでございます。これは、その折にも申し上げましたけれども、会長であります私の不手際も十二分にあるわけでありまして、あらためてこの席から心からお詫びを申し上げたいと思ひます。

そもそも考えますのに、どの地域におきまして今時の合併は不安材料全くなしでは動いてないと思ひしております。それぞれ不安を抱えておるわけでありまして、しかし、それをどのように呑み込み、そして新しい町に向かってどういう夢を描くのか、そういうところにやはり軸足なり力点を置いて議論しませんと、やはり不安を先に論じますとどうしてもこれはギクシャクいたしまして、思うに任せない状況が生まれるというふうに感じました。そして昔からいわれまして、大同小異ということがございまして、小異を捨てて大同につくといふことの難しさ、これもしみじみと味わわしていただきました。

県内眺めましても1町1村の合併であり、そしてしかも人口的にも1万3千そこそこでございます、決して大きな合併ではございませんけれども、面積は240平方キロにもなりますし、産業さらには人情どれをとりにましても非常に類似点の多い地域でございますから、今後残されております1年の間に恐らくはスムーズにことが運ぶだろうというふうに、大きな期待を寄せているところでございます。

今さら論じるまでもございませんが、今期の合併を機に行財政の効率化を図り、そして本来の自治のあり方を見直す絶好のチャンスではないかというふうにもとらえておるわけでありまして、ご承知のような国・地方を通じての財政難の時代でございます。このような中で国は三位一体の改革を唱えておりますけれども、私どもの行財政のいわゆる弱い地域にとりましてはこの三位一体の改革は非常に逆風になって吹いてくるわけでありまして、これをしのぐためにも10年間といえども、国におきます特例措置を受けて、そして十二分に足元を固めて次の時代に備えるというふうな選択も私は大事だというふうに認識をいたしております。

小さいながらも堂々と、肅々と議論を進めまして将来の町村民から、よくやったといわれるような形をつくりあげたいというふうに、あらためて痛感いたしております。

今後におきましても、今日ご出席の地方局長さん、そして県会議員の両先生に続いてご指導受けるわけでありまして、どうぞよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。そして各委員さんにおかれましては、続いての方が大半でございますが、お一方交替があるようでございますけれども、どうか旧に倍しましてご支援を賜りますように、心からお願いを申し上げます。ごあいさつに代えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

家森次長

続きまして、宇和島地方局から丹生谷地方局長様にご出席いただいておりますので、ごあいさつをお願いしたらと思います。局長様よろしく願いいたします。

丹生谷地方局長

地方局長の丹生谷でございます。あらためまして、新年おめでとうでございます。私も去年から2町1村の合併協議会に加えていただき、お手伝いをさせていただいておりました。結果として非常に残念な結果になり、今日新たな合併協議会が立ち上がるということになりました。その間私も十分なお手伝いができなかった、また十分な調整ができなかったということ、皆様にも先ずお詫びをさせていただきます。

ただ、今回広見町、日吉村におかれてはこういうご決断ご決定をされましたが、これは今、恐らく両町村が選択できる最良の選択であろうと思っております。微力ではありますが引き続きお手伝いをさせていただくということになります。できる限りのご協力をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

せっかくこういうごあいさつの機会をいただきました。昨年来いろいろと私の立場で考えることがございました。あらためまして今、私のといいますか県としての考え方を、私なりに整理して簡単にお話をさせていただいたと思います。

言うまでもないことですが、それぞれの町村の合併、これを決定されるのはそれぞれの町村の住民の方の合意で決定されるということでございます。そういう中で県としては現在、基本的に合併は推進していくべきである。今の時期に推進すべきである、こういう立場をとっております。

それには何点か理由がございますが、まず一つは、これほど住民の方々のニーズといいますか要望が多様化、専門化してきている、また今後活力ある地域づくり、町づくりを進めていくためには直接住民の方に接する市町村という行政組織が、もっともっと専門化あるいは高度化し充実していかなければ、対応できない。今後の厳しい状況の中で対応できないのではないか。そのためにはやはり合併という方法をとって、スリム化できるところをスリム化し、一方で必要なところを充実していくという方策をとることが、今の時点で非常に重要なことである、こういう点が1点目でございます。

もう1点は経済状況がこのような状況になってきております。我々いろんな問題を抱えておりますが、戦後新しい地方自治ができて今日まで、もう約60年近く経っておりますけれども、振り返ってみますと非常に恵まれた状況であったろうと思います。結果がそう出ております。なんとかなる状況がずっと続いてきていたと思います。その結果、それぞれその時代その時代の人には大変なご苦労があったろうと思いますけれども、結果としてはこれほど大方の方が何不自由なく暮らせる状況ができてきた、ということがございます。

ただこれがこの平成に入った頃から、状況が全く逆に進んできておるとい状況がございませう。ちなみに統計の数字を見てみますと、高度成長が始まった35年から現在まで、全国的な話でございますが、市町村の行政規模の予算額がだいたい50倍くらいになっております。それが平成に入ってから今日までは、税収はもうほとんど伸びないし下がっていくという状況になっております。これは経済状況自体、今のままでいいはずがないので、立ち直ってもらわなければいけないし、立ち直るように努力していかなければいけないのですが、昔と同じような状況はなかなかこないだろう。そうするとそれに対するやっぱり備えとして合併という方法を一つ考えてみる時期ではないかというのが2点目でございます。

3点目は、それではなぜ今の時期に急がすのかというのがございませう。これは制度上の問題ですけれども、国としても今申しましたような状況がはっきり見えてきておりますので、政策として合併を推進しております。そのために特別な法律をつくって、その法律の有効期限が来年度いっぱいということになっております。その法律によっていろんな支援措置が決めら

れております。だからいらない支援措置は使う必要ないけれども、せっかく合併するのだったらこの期間にして、十分にそれを活用して基盤をきちりつくって新しい町づくりに進むべきではないかという考え方でございます。

ほかにもいろいろ細かなことはたくさんございますが、基本的にはそういう状況でございますから、合併は進めていくべきだろう。そしてお互いがお互いの違いを理解し合いながら歩み寄って、新しい町づくり、村づくりに取り組んでいただきたいと、こう思っております。

そのために私ども県といたしましても、できる限りのお手伝い、ご支援をしていきたいと思っております。期間もだんだんと迫ってきて、大変皆様方お忙しい中にハードなスケジュールで協議をいただくということになると思います。どうかよろしくお願いいたします。

家森次長

ありがとうございます。続きまして、顧問にご就任いただきました高山康人県議会議員にごあいさつをお願いしたいと思います。

高山顧問

失礼をいたします。私からも初めてお目にかかる方もございます。今年初めてのごあいさつをさせていただきたいと思っております。明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

本日、広見町・日吉村の第1回の合併協議会にまた顧問という立場で参加をさせていただきました。先程会長さん、そして地方局長さんからもお話がございました。昨年は大変残念な結果ということになりまして、大変私といたしましても顧問という立場で同席をさせていただいている中で、何もお役に立てず、また調整もできないということで大変皆様方に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

過去を振り返っても、もう何も出てくるものはないと思っておりますし、先ずはこの広見町と日吉村1町1村がスムーズに調印、そして合併をということを一生懸命協議会の委員の皆様方の力で進めて行っていただきたい。私の方からもお願いを申し上げる次第でございます。

合併をなぜ今の時期にとか意義につきましては、地方局長さんのほうからお話もございました。とにかくこの厳しい時代を、先ずは同じ地域で肩を寄り添って、一緒にスクラムを組んで乗り切って行っていただきたい。そして明日の展望を開いていただきたいなと思っております。

大変遅くなったんですが、赤松先生も第1回の協議会ということで、参加をしたいということでございましたが、公務で上京されておりました今日のご欠席でございます。くれぐれも皆様方におよろしくというメッセージを預かって参りました。赤松先生の方からも皆様方の益々の協議が進展されまして、スムーズに合併ができるようにということでございます。

今後ますますこの協議会が1回目を機に、発展されますことを心からご期待申し上げまして、簡単でございますがあいさつとさせていただきます

す。

家森次長 ありがとうございます。引き続きご指導、ご助言賜りますようよろしく
お願いいたします。なお、先程高山先生のごあいさつの中にもありまし
たように、赤松県議は今日欠席となっておりますので、ご報告させていた
だきます。

次に、協議会の委員の皆様方に委嘱状を会長から交付させていただきま
すが、時間の都合もごさいますので代表して広見町の山下一子様にお願
いしたいと思います。山下委員さんお手数ですが前の方をお願いしま
す。

山本会長 委嘱状 山下一子殿 広見町・日吉村合併協議会委員を委嘱します。平
成16年1月1日 広見町・日吉村合併協議会会長山本雅之 大変ご迷惑
をおかけしますがよろしく申し上げます。

家森次長 ありがとうございます。ほかの委員さんにつきましては、後ほどお渡
しいたします。今後ともよろしく申し上げます。

次に、委員及び事務局職員の紹介でございますが、一応今回新たに協議
会を発足させたということで、皆様に一言お願いしたらと思います。
なお、委員の丹生谷局長、顧問の高山県議及び山本会長は先程それぞれ
ごあいさつをお願いいたしましたので、この場は割愛させていただきたい
と存じます。また時間の都合もありますので、順不同で誠に失礼ではござ
いますが、副会長の松浦委員から配席順に一言ずつお願いしたらと思
います。よろしく申し上げます。

————— 全員で自己紹介 —————

家森次長 それでは続きまして、高田事務局長から経過報告をさせていただきます
す。

高田事務局長 それでは経過報告を申し上げたいと思います。経過についてはそれぞれ
ご承知だと思いますが、その辺についてはかいつまんで報告をさせていた
だくということになるかと思えます。

まず、松野町離脱から今日まで、この間の経過について4点に分けてご
報告を申し上げたいと思います。

まず1点目に松野町の離脱申し出について報告を申し上げます。

11月13日、松野町の柳野町長が口頭で、山本日吉村長の方に離脱の申
し出がございました。また同日、広見町松浦町長へ同じく申し出がござ
いました。このときには高山県議が同行をいただいておりますのでござ
います。

次に11月27日これは臨時のきほく合併協議会を開催いたしました

が、この場で離脱表明が町長の方からございました。その後12月25日これは公文書の日付でございますが、12月25日付けできほく合併協議会の解散についてという申し出がございました。以上が離脱申し出についての経過であります。

2点目として、広見町及び日吉村の住民等の対応についての経過を申し上げます。まず広見町から申し上げます。11月15日広見町合併協議会の委員によります協議会の開催をいたしました。11月27日広見町議会の議員協議会を開催いたしております。続いて11月29日区長組長会を開催をいたしました。その後12月7日から11日にかけて、町内5地区で町政座談会を開催をいたしました。以上のような状況でございます。

続いて日吉村の開催状況等ではありますが、11月15日合併協議会の委員と議員との合同の会を開催いたしております。次に11月13日から828日の間ではありますが、村政懇談会を6地区で開催いたしております。次に11月29日に若者懇談会を開催をいたしております。以上のような経過でございます。

続いて3点目に広見町・日吉村合併協議会設立手続に関する経過をご報告申し上げます。

12月15日広見町・日吉村合併協議会の準備事務連絡会を開催いたしました。続いて19日に広見町・日吉村合併協議会のこの準備会、これにつきましては事務連絡会に基づいて、町村長、議長それから幹事等で開催いたしました。それに基づいて12月25日広見町・日吉村議会において、広見町・日吉村合併協議会を設立するということを可決したわけでありませぬ。施行日は平成16年1月1日ということでありませぬ。

次に4点目に松野町から出されております、公文書によりますきほく合併協議会解散について、これは公文書で出ておりますが、これの取扱いについての経過をご報告申し上げたいと思ひます。

これは松野町議会、これは12月24日に開催をされました。その議会で可決をされたということにより、正式に12月25日付けできほく合併協議会会長山本雅之あて提出をされました。内容は、本協議会の解散の申入れ、こういうことでありませぬ。

協議会の廃止あるいは解散の手続といひますのは、各市町村の協議により廃止あるいは解散するものでございませぬが、協議に当たってはそれぞれの町村の議会の議決を経なければならない、ということになっております。よって廃止の届出等の事務もすべて地方公共団体の長、いわゆる市町村長が行う、こういうものであります。

この申入れのように広見町長あてとか日吉村長あてのいうものではございませぬ。しかし、これが正式に出た以上は、この協議会で諮ってそれぞれの団体いわゆる広見町、日吉村で協議すべきものだというふうを考えております。が、本件の扱いといひますのは、先程1点目で松野町の離脱に関する申し出等がございました。申し上げたとおりでありますけれども、

そういうことに基づいて今から申し上げるような状況で処理をさせていただきました。

11月27日にちょうど2時からでございましたが、広見町民会館できほく合併協議会臨時の会を開催させていただきました。その場で松野町長の方からきほく合併協議会から離脱解散というふうな言い回しであったと思いますが、ということで申し出がございました。この細かい内容というのは、ちょうどそのあくる日に新聞にも出ましたが、内容は清流第13号にくまなく載せておりました、その内容であります。

その会議の中で、松野町の委員さんの中から離脱することへの反対するというふうな旨の意見もございました。このことを考慮して松野町に今後も門戸を開けておくために、きほく合併協議会は廃止をせずに存続させることに確認をいただいたということでもあります。その趣旨に基づいて今回の処理をしたと、こういうことでもあります。

ただし、存続はしても実質は動かないということございまして、この処置については平成16年1月1日付けで休止扱いさせていただきました。この処理は皆さんにお諮りをするということをしておりませんが、会長の決裁によるものであります。なお、この休止処理というふうなものについての法的なものというのは、条文上にはございませんが、しかしこの処置については県の指導も仰ぎながら、かつまた、山口県等の先進事例も参考にさせていただきました。違法でないということを認めたくえてこの処置をいたしました。

よって、きほく合併協議会は現在は休止状態というふうなことにさせていただいておるところでございます。なお、この休止扱いについての報告についてはこの協議会、この場での報告でそれ以外の処置をいたす考えはございません。そのことを申し添えて経過の報告にさせていただきます。

家森次長

では、会議に先立ちまして、本日は委員総数21人全員が参加していただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、会長は会議の議長となるという規定により、これからの進行は山本会長にお願いします。

よろしく申し上げます。

山本会長

それではこれから日程第6会議を開きます。
まず最初に、日程第7会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思っております。今期の会議録署名委員に、広見町の坂本末光委員、日吉村の馬木正雄委員ご二人をお願いしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

山本会長

ご異議ないようでございますので、よろしくお願ひいたします。
続きまして、日程第8 過般の報告でございますが(1)から(7)まで報告第1号から第7号まででございますが、すべて関連をいたしておりますので、一括して事務局の方からご報告申し上げます。

松本班長

それでは説明に入ります前に、会議資料の訂正がありましたのでご報告させていただきます。

会議資料の40ページをお開きいただきたいと思います。そこに広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する規程を掲載しておりますが、これの第3条中にきほく合併協議会という文言がございますけれども、これにつきましては、広見町・日吉村合併協議会の誤りですので、ご訂正をお願いいたします。また、同じく別途配布しております規約・規程等の新旧対照表というのが別冊にありますけれども、これの14ページの表につきましても同じ間違いをしておりましたので、お手元に正しい表を配布しておりますのでご確認の程をよろしくお願ひいたします。

それでは日程第8の報告第1号から第7号について一括してご説明いたします。この日程第8の過般の報告につきましては、1月1日の合併協議会設置時に定めた事項でございます。まずお手元の会議資料の1ページの報告第1号広見町・日吉村合併協議会規約についてご説明いたします。なおこれより後は、広見町・日吉村合併協議会を単に協議会というふうに表現をさせていただきます。

会議資料の2ページをご覧ください。広見町・日吉村合併協議会第1条で協議会の設置、また第2条で協議会の名称を広見町・日吉村合併協議会と称する旨規定をしております。第3条では協議会の担当事務といたしまして、新町建設計画の作成ほかを定めております。

次に第4条で、事務所の位置を広見町民会館に置くと定めております。第5条から第10条につきましては、組織、委員その他協議会の会議及びその運営等について必要な事項を定めております。

次の3ページをお開きください。第12条、第13条では小委員会、それから幹事会及び専門部会を置くことができるというふうにしております。第16条では経費の負担につきまして、2町村が均等に負担するとしております。時間の都合もありますし、前回のきほく合併協議会の規約等とも内容が変わっていない部分については省略をさせていただきます。なお、従前の規約等との変更点につきまして、事前に配布しております規約・規程等新旧対照表がございますので、そちらの方をご参照いただきましてお目通しいたきますようお願ひいたします。

次に4ページをご覧ください。報告第2号広見町・日吉村合併協議会規約に関する協議書につきまして、今ほどご説明いたしました協議会規約の中で、2町村の長が協議して定めると規定している事項につきまして、協議して定めたものでございます。

1枚めくって5ページをお開きいただきたいと思います。この協議書につきましては会長、副会長、学識経験を有する者として選出された委員、及び協議により定めた委員のほか、事務局の事務に従事する職員について定めております。

次に7ページをお開き願います。報告第3号協議会幹事会規程についてご説明いたします。8ページのほうをご覧ください。この規程につきましては協議会規約に基づきまして幹事会に関して必要な事項を定めております。幹事会組織につきましては、下の表のとおりで幹事長に広見町助役、副幹事長に日吉村助役を選任しております。

次に9ページをお開き願います。報告第4号協議会専門部会規程についてご説明いたします。10ページをご覧ください。この規程につきましては、2町村の職員で構成する専門部会について必要な事項を定めております。11ページの方にその専門部会の名称及び委員をお示ししておりますので、お目通しいただきたいと思います。

次に12ページに移りますが、報告第5号協議会事務局規程についてご説明いたします。13ページの方をお開き願います。この規程につきましては事務局職員の服務、それから決裁事項と事務局に関し必要な事項を定めております。

次に16ページをお開きください。報告第6号協議会財務規程についてご説明いたします。17ページをお開き願います。この規程につきましては協議会の財務に関し必要な事項を定めており、この規程に定めるもののほか、必要な事項につきましては広見町の例により、定めることとしております。

続きまして21ページをお開き願います。報告第7号協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明いたします。22ページの方になりますけれども、この規程につきましては委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めております。

以上、ただいまご説明いたしました規程につきましても、きほく合併協議会の規程とほとんど変わっておりませんが、変更点につきましては、規約・規程等新旧対照表をご参照いただきますようお願いいたします。

以上報告第1号から第7号まで一括しての説明に代えさせていただきます。よろしく願います。

山本会長

以上で報告が終わりましたが、報告の案件でございますので、格別のご疑義がなければ承認を賜りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

ご異議ございませんので承認と決定いたします。

それでは、報告第8号広見町・日吉村合併協議会予算についてを報告させます。事務局よろしくお願ひします。

松本班長

それでは会議資料の23ページをお開きください。報告第8号平成15年度広見町・日吉村合併協議会予算についてご説明いたします。平成15年度の広見町・日吉村合併協議会の予算につきましては、きほく合併協議会の予算をすべて引き継ぐことといたしまして、歳入歳出それぞれ2,350万円としております。24ページの方に予算書案がありますので、そちらの方をお目通しいただいたらと思います。

まず歳入につきましては、負担金1,050万円、県補助金200万円、繰越金1099万9千円、諸収入千円となっています。歳入合計で2,350万円です。

続いて、歳出につきましては、協議会の運営費として会議費に318万4千円計上しております。この主なものは協議会開催に伴います委員報酬、旅費等でございます。次に事務費につきましては927万9千円計上しております。主なものは、事務局で使用する事務機器のリース料、更に用紙などの消耗品費、協議会だよりなどの印刷製本費さらに、広見町から派遣されております臨時職員の賃金にかかる負担金等でございます。

次に事業費といたしまして、事業推進費に262千円、調査研究費に1千47万円計上をしております。このうち調査研究費の主なものといたしまして、電算化統合業務、条例規則等の作成業務の委託料等があります。予備費といたしまして305千円計上しております。歳出合計が2,350万円となっております。この予算につきましては、1月1日に協議会が設置されましたので、同日から本日までの間につきましても、規約・規程等に基づいて事務を執行しなければならないということもありますし、また、報告第6号で報告いたしました協議会財務規程の附則の規定によりまして、協議会が設置された平成15年度の予算に限り、会長が第1回の協議会に報告し承認を得るものとありますので、今回については報告とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、本日報告いたしました予算につきましては、補正の必要が生じた場合には補正予算を調製いたしまして、協議会の議決を得ることとなります。以上報告第8号につきまして説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

山本会長

以上で報告が終わりました。ご質疑なければご承認いただきたいわけですが、いかがでございましょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

ご異議ないようでございますので、報告案件すべて報告のとおり承認さ

れました。それでは、急ぐわけではございませんが、本日の会議は予定といたしまして5時には一応閉めたいと考えておりますので、ちょうど今3時半から始めまして大体2分の1が経過いたしております。ここでしばらく休憩をとらしていただきたいと思います。再会を4時25分ということで5分ばかりでございますが、休憩にさせていただきます。

(休 憩)

山本会長 再開します。それでは日程第9議案に移らせていただきます。議案は第1号から第6号までございますが、案件の都合で1号から5号までをまとめて事務局のほうから説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

松本班長 それでは会議資料の25ページをお開きください。議案第1号協議会会議運営規程についてご説明いたします。26ページをご覧ください。この規程は協議会の会議運営に関し必要な事項を定めております。第2条では会議は原則として公開とし、第5条では議事は全会一致をもって決することを原則とし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することとしております。

次に28ページをお開き願います。議案第2号協議会小委員会規程についてご説明いたします。続いて29ページをお開き願います。この規程につきましては小委員会に関し必要な事項を定めております。

第2条では所掌事項といたしまして、協議会から付託された事項について調査又は審議するとしております。第3条で委員は協議会の会長及び委員の中から選任するとし、選任方法、委員数その他必要な事項につきましては、会長が会議に諮り別に定めるとしてしております。また、第4条では小委員会に役員として、委員長、副委員長を置き委員の互選により定めるとしてしております。

先ほどから申し上げておりますように、従前のきほく合併協議会との変更点等につきましては、規約・規程等新旧対照表をご参照いただきますようお願いをいたします。

次に30ページをご覧ください。議案第3号協議会会議運営申合せ事項についてご説明いたします。資料の31ページをお開き願います。

ここでは会議の運営等に関しまして、会議が円滑に進むように必要な事項を定めておるものです。会議につきましては、定例開催といたしまして毎月第1木曜日の午後2時から開くこととしておりますが、今後の協議の状況のよりましては、必要に応じて変更又は随時開催としております。開催場所につきましては、2町村持ち回りとしておりまして、順番は広見町、日吉村の順にしております。また、合併協議項目につきましては、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案することとしております。さらに会議録につきましては、要旨記録方式とし、合併協議会

事務局及び町村議会事務局において公開するものとしております。

次に32ページに移ります。議案第4号協議会協議項目についてご説明いたします。33ページをお開きください。広見町・日吉村合併協議会の合併協議項目一覧表を載せておりますけれども、先ず基本的協議項目といたしまして、合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置、財産の取扱いの5項目があります。

次に合併特例法に規定されている協議項目といたしまして、特例を適用するか否かを協議する項目といたしまして、町村議会議員の任期及び定数の取扱いから地域審議会の取扱いまでの5項目と新町建設計画の作成があります。

続いて34ページに移りますけれども、その他必要な協議項目といたしまして、特別職の身分の取扱いなど合併協定書に明記すべき項目を定めておりまして、以上22項目が協議項目となります。

次に35ページをお開きください。議案第5号平成15年度広見町・日吉村合併協議会事業計画についてご説明いたします。平成15年度事業計画といたしましては、協議会を始め各種会議を開催し、協議項目の協議、それから新町建設計画の作成等を行う予定にしております。また、協議会だよりの発行等によりまして住民の皆さん方により多くの情報を提供していきたいというふうに考えております。

以上議案の第1号から第5号まで一括説明とさせていただきます。

山本会長

以上で議案第1号から第5号までの説明が終わりました。内容につきましては、前のきほく合併協議会の当時と大差はないようでございますが、ここでご質問ございましたら承りたいと存じます。格別ないようでございますのでご承認いただきましょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

はい。ありがとうございます。全員のご承認をいただきました。では、議案第6号新町建設計画策定小委員会の設置について本案を議案といたしまして、事務局に説明を求めたいと思います。

松本班長

それでは資料の36ページに移ります。議案第6号新町建設計画策定小委員会の設置についてご説明いたします。新町建設計画につきましては、町村の合併に際しまして合併関係町村の住民に対して、合併町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば町村合併のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、新町建設計画を前提として様々な財政措置が講じられることになっていきます。このため、計画の策定に当たりましては協議会での十分な検討協議が必要と考えます。しかしながら現在の状況をかんがみますと時間的余

裕が余りないというのが実情であります。そこで当協議会といたしましては、特例法の期限が迫る中、早急に建設計画原案を作成いたしまして、県関係部局との意見集約が必要でありますから、直ちに新町建設計画策定小委員会を設置いたしまして、この状況に対応したいと思ひまして提案をするものであります。

37ページをお開きいただきたいと思います。新町建設計画策定小委員会設置要綱をそこに載せておりますが、小委員会の所掌事務につきましては、新町建設計画の策定及び協議会から付託された事項としております。また、委員につきましては2号委員3号委員から各1人、4号委員から各2人選任することとしておりまして、合計8人で構成するものです。以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

山本会長 以上で議案第6号の説明が終わったわけでありましたが、ここでお手数ですが、38ページに名簿の様式が出ておりますけれども、ここにそれぞれ日吉村、広見町からご選任を賜りまして、できれば今日決定させていただきたいと思ひますが、ここでちょっと休憩をとらせていただきます。よろしくご調整のほどお願いします。

(休 憩)

山本会長 再開いたします。広見町、日吉村につきましては今休憩中に人選ができたようでございますので、広見町のほうから発表いただけますか。はい、お願いいたします。

河野委員 ご報告を申し上げます。2号委員の広見町は河野通夫、3号委員の広見町は坂本末光、4号委員の広見町は谷口隆義、酒井哲夫の以上でございます。

山本会長 日吉村大森委員からお願いいたします。

大森委員 ご報告いたします。2号委員大森時政、3号委員芝進、4号委員馬木正雄、入田伸介以上でございます。

山本会長 事務局から再度確認のために報告してください。

松本班長 それでは確認の意味でもう一度読み上げます。新町建設計画策定小委員会委員2号委員として広見町河野通夫委員、日吉村大森時政委員、3号委員といたしまして広見町坂本末光委員、日吉村芝進委員、4号委員といたしまして広見町谷口隆義委員、酒井哲夫委員、続いて日吉村馬木正雄委員、入田伸介委員以上の8名の委員さん方でございます。よろしくお願いいたします。

山本会長 以上のとおりでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。
それでは日程第10諸般の報告でございますが、2件ございまして報告第9号、第10号合わせて事務局の方からご説明申し上げます。

松本班長 それでは資料の39ページをお開きください。日程第10諸般の報告について一括してご説明申し上げます。報告第9号協議会会議の傍聴に関する規程についてご説明いたします。これにつきましては、先程承認いただきました会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めたものであります。傍聴人の定員は30人とし、また傍聴人として守るべき事項等について定めたのが当規程でございます。以下お目通しいただいたらと思います。

次に43ページをお開きください。報告第10号協議会会議録等閲覧規程についてご説明いたします。この規程につきましては、会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、会議録等の閲覧に関し必要な事項を定めたものです。44ページになりますけれども、第2条で閲覧に供する会議録等について定めております。また第3条で会議録の閲覧につきましては、所定の場所において、事務局職員の指示に従い閲覧しなければならないと規定しております。また第4条では、会議録等の写しの交付を希望するときは、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならないと定めたものです。以上説明といたします。よろしくお願ひいたします。

山本会長 以上で説明が終了しました。報告案件でございますので格別なご質疑がなければご承認いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 ありがとうございます。承認されました。
それでは続きまして、日程第11協議に入らせていただきます。協議案件は2件であります。協議第1号合併の方式について、協議第2号合併の期日について両案を提出したいと思いますが、事務局よろしくお願ひいたします。

松本班長 それでは協議第1号及び第2号をご説明いたします前に、一つお願ひがございまして、先般会議資料と一緒にを送りをしていただきましたけれども、協議調整方針案というものでございまして、合併協議会におきましては、先程議案第4号で承認いただきました22の合併協議項目につきまして今後協議をしていかなければならないと考えなければなりません。これらにつきましては、その多くがきほく合併協議会で協議確認をされたものがほとんどでございますが、当協議会におきまして再度協議確認をしていくと

いう作業が必要になってまいります。しかしながら、2町村になったとはいいましても、きほく合併協議会で確認いただいた基本調整方針をそのまま引き継げるものもありますし、また今後約5ヵ月間という短い期間で効率的に協議確認していかなければならないという点から、ご理解いただけるようでありましたら、きほく合併協議会で行った説明と全く同じ説明を再度行うことは避けたいというふうに考えまして、今後合併協議会に提案をしていく協議項目の基本調整方針につきましては、別冊の協議調整方針案に基づき提案をしていくという考えであります。

この協議調整方針案について若干説明させていただいたらと、いうふうに思います。

協議調整方針案の2ページ目をお開きいただいたらと思います。表紙開けて1枚目になります。読み上げさせていただきます。資料お分かりでしょうか。

協議調整方針について案、1基本的協議項目、基本的協議項目のうち合併の方式、新町の名称、事務所の位置については、きほく合併協議会で確認されている基本調整方針をそのまま引き継ぐものとする。1合併の方式 新設合併とする。2新町の名称 きほく町とする。3事務所の位置 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永800番地1とする。合併の期日については別途協議といたします。

2その他の項目 今ほど言いました以外のその他の項目につきましては、きほく合併協議会で確認されている基本調整方針を最大限に尊重することを基本とし、合併協議会で実質的に協議し、調整方針を変更する場合の基準はおおむね次のとおりとする。1枠組みの変更により調整方針を変更する必要があるもの。松野町の例によりうんぬんとしたもの、それから松野町及び 町村の例によりとしたもの、さらに松野町、3町村等の表記のあるもの。

次に2といたしまして、法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの、で国の制度や改廃に伴うもの、町村の条例、規則、要綱等の改廃に伴うものです。

3番目といたしまして、その他、従来の調整方針を見直したほうが望ましいと考えられるものです。3変更の具体的な内容といたしましては資料の3枚目以降に基本調整方針変更内容一覧表というふうなものを付けております。これにつきましては、きほく合併協議会で確認された基本調整方針と、新しく今後提案をしていく基本調整方針の内容との変更部分をお示しした基本調整方針変更内容一覧表であります。これらにつきましては、今後協議項目提案の折に必要な応じてご説明をすることといたしております。先ずこの件についてご理解をいただいきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

引き続きまして、協議第1号のご説明をさせていただきます。会議資料の45ページをお目通しいただいたらと思います。協議第1号合併の方式

について、合併の方式につきましては、北宇和郡広見町及び同郡日吉村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする、という提案であります。

続きまして46ページ協議第2号合併の期日についてですけれども、合併の期日は、平成17年1月1日を目標とする、という提案であります。合併の期日につきましては、法律上の定めはなくその関係する地方公共団体で協議を行い合意に達すれば決定するものであります。しかしながら、合併特例法の期限が平成17年3月31日となっております。新町建設計画の作成や合併協議項目の確認、知事への合併申請、総務大臣の告示等の日程、さらに電算システムの合併日直前の試行等を考え合わせますと、合併の期日は平成17年1月1日を目標とすることが最も望ましいものとして提案するものであります。

資料の47ページをお開きいただきたいと思います。協議第2号資料といたしまして、広見町・日吉村合併協議スケジュール案をそこにお示しをしております。本年の1月1日に合併協議会を設置をいたしまして、今日が第1回協議会となります。今後協議会を開催していきまして、6月下旬から7月上旬頃には全協議項目の確認を終了し、その後、7月下旬には新町建設計画を県に正式協議いたしまして、さらに8月上旬新町建設計画の決定、8月中旬合併協定書の調印、8月下旬には町村議会の議決、愛媛県知事への合併申請、さらに9月から10月にかけて愛媛県議会の議決、知事の決定等をいただき平成16年12月には総務大臣の告示、そして平成17年1月1日に新町誕生というふうなスケジュールになっております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

山本会長 以上で説明が終了しましたが、先ず協議第1号合併の方式についてご質問あれば承りたいと思いますがございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、異議ございませんので、原案のとおり確認と決定させていただきます。続きまして協議第2号合併の期日について、本案についてご意見ございましたら頂戴したらと思っておりますがいかがでございましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 これもご異議がないようでございますので、原案のとおり確認されました。以上で本日予定いたしております協議項目全て終わるわけですが、日程第12その他について事務局のほうからご連絡申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。

家森次長 以上をもちまして本日の会議日程全てを終了いたしました。どうもお疲れ様でした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人